

TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	1 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

原本

GHG検証システム規程 [解説]

非管理版

TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	2 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

改訂履歴

Ver.	改訂年月日	改訂内容・理由	作成	確認	承認
1.0	2008.7.1	ISO14065への対応に伴い新規制定			
2.0	2009.8.1	GHG各種制度への適用に伴い改訂			
3.0	2010.7.1	組織体制変更、確認書追記、レビュープロセスの変更、検証報告書等の誤用処置追記に伴い改訂			
4.0	2010.7.29	GHG認定プログラムへの申請に伴い改訂			
5.0	2010.11.1	ISO14064-2に対応するため改訂			
6.0	2011.7.1	JAB認定事務所審査是正要求事項及び埼玉県制度に伴い改訂			
7.0	2013.4.1	組織体制変更に伴い改訂			
7.1	2013.10.1	トーマツグループにおける社内用語の変更（審理 審査）に伴い改訂			
7.2	2015.3.1	トーマツグループに規定による図修正に伴い改訂			

TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	3 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

目次

目次.....	3
1. 目的	4
2. 適用範囲	4
3. 当社の概要	4
4. システムの概要.....	5
4.2 守秘義務	5
4.3 費用請求	5
5. GHG 審査のプロセス	6
5.1. 検証計画の策定、検証実施の準備	6
5.2. 現地検証前の文書等検討	6
5.3. パブリックコメント	6
5.4. 現地検証	6
5.5. 発見事項の指摘.....	6
5.6. 検証報告書の作成及び報告.....	6
5.7. 検証結果報告会.....	6
6. 検証報告書及び GHG 登録マーク等の誤用等に対する処置.....	7
7. 運営・品質管理体制.....	7
8. 苦情及び異議申立.....	7
【添付文書 1】品質方針	9
【添付文書 2】組織図.....	10
【添付文書 3】GHG 検証のプロセス.....	11

TECO - GP013 GHG 検証システム規程 [解説]	制定	2008 年 7 月 1 日	ページ	4 / 12
	改訂	2015 年 3 月 1 日	Ver.	7.2

1. 目的

この規程は、株式会社トーマツ審査評価機構(以下、「当社」とします)の温室効果ガス(GHG)検証の概要を明らかにし、お客様へ提示することを目的としています。

2. 適用範囲

この規程は、当社が GHG 検証を希望するお客様に対し、GHG 検証にかかる国内規格或いは国際規格に照らして、GHG 検証業務(以下、「検証業務」とします)を実施する際に適用します。

3. 当社の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツの 100%子会社として、2001 年 5 月に設立されました。トーマツグループ¹の主たる業務には、監査、マネジメントコンサルティング及び国際税務コンサルティングの 3 領域があります。当社は、グループの一員として、このうち監査の領域の仕事をを行い、とくに会計監査以外のアシュアランス²業務の一環として、当社は品質・環境マネジメントシステム(ISO9001 及び 14001) 及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)に基づく認証業務、温室効果ガス排出量および吸収量の検証や CDM 事業の有効化審査及び検証・認証などの GHG 検証業務(以上、保証業務) ならびに、環境デューデリジェンス、環境報告書第三者審査業務、環境格付け等の評価業務を行っております。これらの業務では、お客様との利害関係を持たない独立した第三者としての立場を要求されるため、当社はコンサルティング業務には関与致しません。

なお、財務的健全性を確保するため、定期的に外部の会計監査を受けています。また、業務活動に伴って生じる不測の事態に対処するため、賠償責任保険に加入しています。

当社は、「品質方針」に基づき、ISO マネジメントシステムを「経営のツール」と考え、顧客の皆様との健全な緊張関係を通じて、企業と社会に真に貢献できる検証機関を目指しています。なお、該当する GHG 規定に要求事項がある場合には、当該規定に従うものとします。

検証業務の運営は、社外の有識者を含め構成のバランスがとられた運営委員会により、公平性が担保されています。また、検証結果の判定は、学識経験者等を含む判定委員会により、公平性が担保されています。GHG チーム責任者は、当社の検証業務を検証機関の基準に従って公平に運営する責任を負っています。また、GHG チーム責任者は、当社の検証業務に対する異議申立等の窓口となっています。

当社の本社所在地・お問い合わせ先に関しましては、本ご案内末尾をご確認ください。当社の認証業務は一貫して当社組織内で遂行しており、提携認証機関、フランチャイズならびに下請負先の組織はありません。

参照文書 添付文書 1：品質方針 添付文書 2：組織図

¹ トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

² 監査・保証実務委員会研究報告第 20 号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」(平成 21 年 7 月 1 日付け日本公認会計士協会)に規定する保証業務を指す。

TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	5 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

4. システムの概要

4.1 一般

事業者様には、一般に以下の手続き及び規則が適用されます。

- (1) 事業者様は、検証の実施に必要な準備をすべて行います。この準備には、当社の検証及び当社の認定機関が行う立会審査、管轄組織の立会に必要な文書調査並びに必要な場所への立ち入り、記録（マネジメントレビュー、内部監査報告を含みます。）の閲覧及び事業者様側との面接のための用意を含みます。
- (2) 当社は、事業者様が GHG 規定を満たしていない場合、当該是正要求・確認事項・追加措置要求の箇所について顧客に通知します。
- (3) 事業者様は、是正要求・確認事項・追加措置要求について、当社が定めた期間内に実施した是正処置を当社へ書面で通知します。なお、場合に応じ、とられた是正処置を確認するため、当社は再検証を実施します。
- (4) 当社は、登録証又はその付属書で、事業所、検証業務範囲等、適用範囲を明確にして、検証声明書の発行を行います。
- (5) 事業者様は、当社が定めた期間内に是正処置の実施を当社に書面で通知できない場合、不登録又は登録の一時停止・取消しの対象となります。
- (6) 事業者様は、認定機関の認定シンボル付登録証の発行を当社に希望する場合、当社が事業者様に対しておこなう現地検証への認定機関の立会審査となる場合があります。この立会審査は正当と認められる場合を除き、拒絶することは出来ないため、ご協力をお願い致します。

4.2 守秘義務

当社の全ての要員は、業務の過程において入手した事業者様の情報について、守秘義務を負っています。当社は、法的プロセス又は GHG 管轄組織からの要求があった場合を除き、特定の事業者様又は製品・サービスに関する情報を、その事業者様のご同意なしに第三者へ事業者様の情報を開示致しません。また、法的に情報の開示を要求される場合は、開示する情報並びに開示先について事業者様に通知します。

尚、GHG 管轄組織に対しては、検証機関に関する認定審査・確認等の過程で情報開示することがありますが、GHG 管轄組織の要員は当社の要員と同様に守秘義務を負っています。同守秘義務は、当社要員が退職後（退任後）も継続的に適用します。

4.3 費用請求

当社は、検証料金の見積書を作成し、お客様に送付します。

当社は、以下のような事例があった場合に発生する検証関連費用について、あらかじめ契約した検証費用の改定を申し出ることがあります。

- 1) 検証において重大な是正要求事項が発見された場合の再検証
- 2) 苦情や不祥事の発生などにより何らかの GHG 規定要件が満たされていない場合の臨時検証
- 3) 検証範囲の実態が、見積書作成時点においてお客様から提供された情報と著しく乖離していた場合
- 4) その他、見積書に含まれていないサービスを提供した場合

検証員の旅費及び宿泊費等に必要経費は見積書には含まれませんが、別途実費精算となります。すべての料金及び追加請求分は、消費税の対象となります。

尚、GHG 規定に当該規定がある場合は、当該規定に従うものとします

TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	6 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

5. GHG 検証のプロセス

検証業務（ここでは、GHG 排出量および吸収量検証を指します）は、次のようなプロセスで実施されます。

参照文書 添付文書 3：GHG 検証のプロセス

5.1. 検証計画の策定、検証実施の準備

お客様が作成された算定報告書ならびにモニタリングプラン・報告書等に基づいて、検証計画を策定します。この際、より効果的かつ効率的な検証を計画するために、主な排出源や内部統制システムなどについて、簡単なヒアリングを実施します。検証計画はお客様に書面で通知し、同意を得た上で、確定します。

5.2. 現地検証前の文書等検討

算定報告書、モニタリングプラン・報告書等ならびに関連資料を文書検証し、現地検証での確認事項や確認方法などを検討します。また、必要に応じて、追加的に資料や情報を収集します。

5.3. パブリックコメント

該当するGHG規定に要求事項がある場合は、GHG規定に従いパブリックコメントを実施します。

5.4. 現地検証

現地検証前の文書等検討を踏まえて、検証サイトに保管されている帳票類や資料等を確認するとともに、インタビューや観察を通じて算定報告書の排出量および吸収量を検証します。

5.5. 発見事項の指摘

検証の結果発見された事項を取りまとめかつ評価して、お客様にお伝えします。指摘事項は次のように分類されます。

- 是正要求【CAR】：GHG規定に適合しない事項、あるいは排出削減量および吸収増加量の算出に著しい影響を与えている事項
- 確認事項【CL】：実施内容及び記載内容について明確でなく、追加的な情報が必要な事項
- 追加措置要求【FAR】：現時点では問題ないものの、今後の排出削減量および吸収増加量の算出に影響を与える可能性のある事項

指摘事項に対しては、お客様と弊社の双方が納得できるよう、十分な意見交換を行います。算定報告書ならびにモニタリングプラン・報告書等は、双方の合意に基づき、修正をお願いします。

5.6. 検証報告書の作成及び報告

指摘事項に対するお客様のご対応を確認した後、検証報告書を作成します。

検証結果のご報告をするとともに、検証報告書を提出します。

弊社からの検証報告書の提出時まで、確認書をご提出いただきます。

尚、確認書とは、事業者の責任者様名で、以下の内容等を含む陳述を書面にしたものを指します。

- 算定報告書の作成責任が事業者（目標保有参加者）にあること
- 事業者における責任者が算定報告書を承認していること
- 検証に必要な書類を全て提示したこと
- 事業者における責任者がモニタリング体制を適切に整備・運用することについての責任を認識していること

5.7. 検証結果報告会

必要に応じ、検証結果報告会を開催します。

TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	7 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

6．検証報告書及びGHG登録マーク等の誤用等に対する処置

検証報告書及びGHG登録マーク等の誤用など「GHG登録マーク等使用規程」に対する違反が、検証又はその他の機会を通じて発見された場合、当社は、不適合あるいは改善事項の指摘を行い、是正処置を求めます。また、違反の程度に応じて、必要な法的手段など、相応の処置をとります。

7．運営・品質管理体制

【品質管理】

- GHG チーム責任者/国内 GHG 担当責任者、および主任検証員は検証報告書(案)をレビューし、レビューを受けた検証報告書(案)は、品質管理担当、ならびに GHG チーム責任者もしくは GHG チーム責任者から指名を受けた者によるレビューを実施し、検証結果が妥当であることを、検証チーム以外の者が独立・公平の立場から確認します。(テクニカルレビュー・プロセスレビュー)。
- 上記のレビュー前後に、トーマツグループの業務マニュアルおよび当社の検証マニュアル等に従い、正当な注意のもとに、GHG 規定の検証の基準及び当社が定める検証マニュアル等に基づき実施されたかどうか、独立・公正な立場から、当社以外のトーマツグループ担当者の審査を受ける。
- 審査後、GHG チーム責任者/国内 GHG 担当責任者は検証報告書の提出前に、検証報告書案の適否を判定委員会に諮る必要があると判断した場合には、GHG 判定委員会を招集する。判定委員会は、産業界、学識経験者、NGO 等の分野から選出された社外の委員のみによって構成されています。尚、M - E T S および S T - E T S の検証においては、適用外とし、当該規定に従って検証意見を確定します。

【GHG プロジェクトの管理】

- 検証業務の進捗状況や異議申立・苦情等の有無ならびに取扱い等について幅広く協議し、GHG プロジェクト全体の運営方針に対して代表取締役社長に助言するため、運営委員会を設置しています。
- 運営委員会は、産業界、学識経験者、消費者団体等の分野から選出された社外委員によって構成され、業務運営に関する公平性及び透明性を確保しています。

8．苦情及び異議申立

当社から、検証業務において、判定保留又は否定的検証結果(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明等)の判定の通知を受けた事業者は、必要な場合、当社に異議申立をすることができます。また、当社の判定前の無限定適性意見以外の検証結果に対し不満がある事業者、或いは当社に登録された事業者に対する検証業務について不満を有する者は、当社に苦情を申し立てることができます。異議又は苦情の申立を行う者は、その事由の発生した日から 30 日以内に、当社の業務管理チーム責任者宛に「申立書」を提出します。

異議申立に対する審議は、当社の運営委員会に設置される異議申立処理パネルが行います。異議申立者及び判定委員会メンバーには、意見陳述の機会が与えられません。異議申立処理パネルによる決定には、いずれの当事者も再度異議を唱えることはできません。

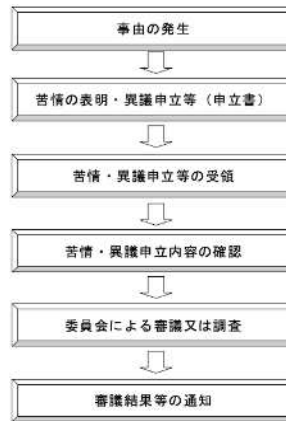
苦情に関する審議は、当社の判定委員会が行います。判定委員会は、必要に応じ、検証チ

TECO-GP013 GHG検証システム規程〔解説〕	制定	2008年7月1日	ページ	8/12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

ム、苦情申立者及びその他の関係者・参考人等に意見陳述の機会を与えます。

なお、苦情申立者からもたらされた事業者に関する情報については、機密情報として取り扱います。

苦情・異議申立等の基本的な業務フロー



以 上

このご案内をお読みになった上で、ご質問やご不明な点等がございましたら、ご遠慮なく当社にお問い合わせ下さい。

【株式会社トーマツ審査評価機構】

本社：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

TEL：03-4334-8143 FAX：03-4334-8140

TECO-GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	9/12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

【添付文書1】品質方針

品質方針

私たちは、認証業務を行う第三者認証機関として、ISOの国際規格を「経営のツール」と考え、認証業務を通じて、企業・団体の健全な発展と社会との調和を促進し、経済社会の持続的発展に寄与していくことを使命と考えます。

私たちは、認証機関として国連ならびにISOの決定またはその他の監督機関が定めた規定に従い、認証業務に係わる品質マネジメントシステムを構築し、運用します。

私たちは、上記の実現のために、市場におけるマネジメントシステム及び製品認証制度の利用者の立場に立ち、認定基準の信頼性の6原則（公平性、力量、責任、透明性、機密保持、苦情への適切な対応）に従って、以下の方針で認証業務を運営します。

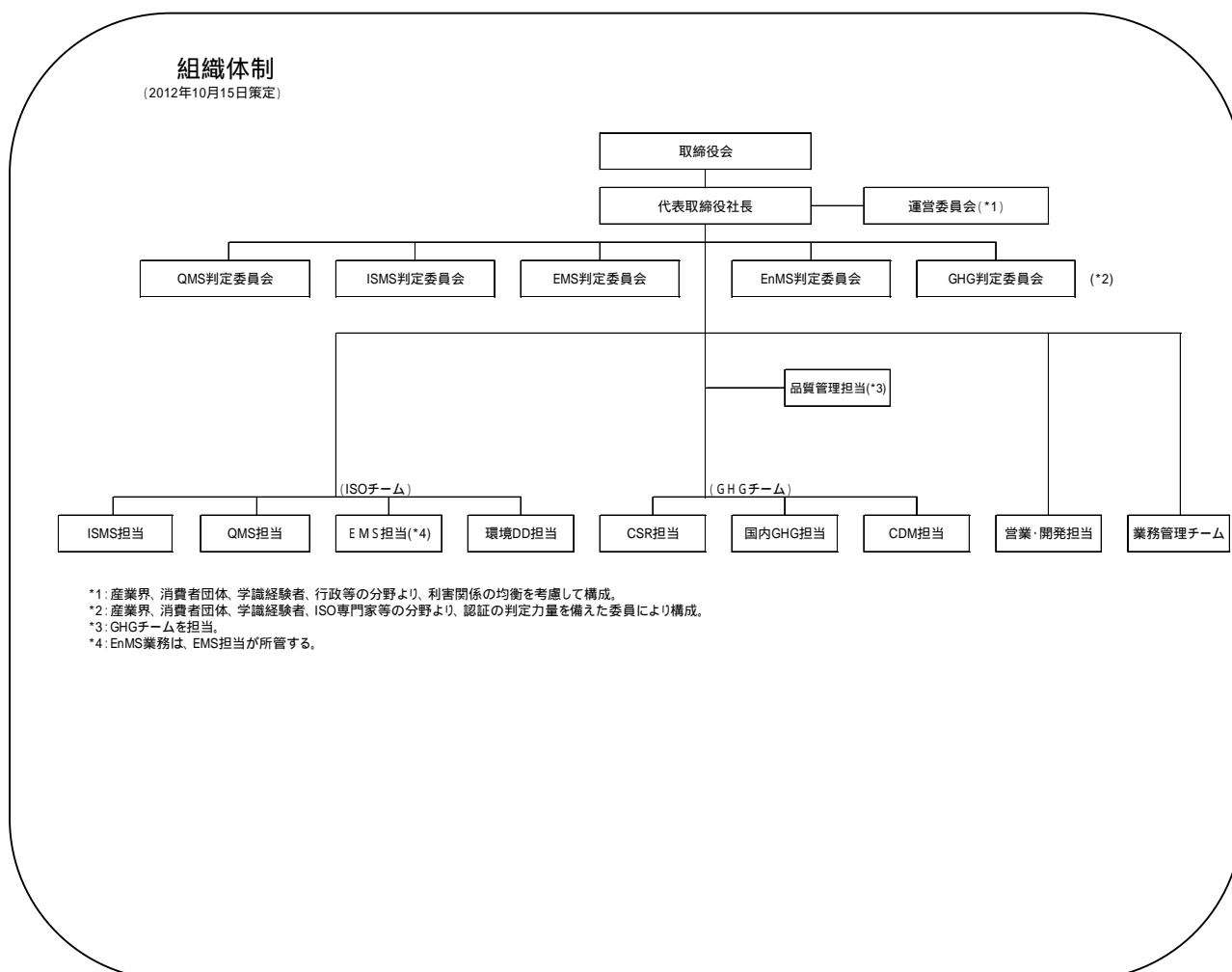
【公平性を確保した業務運営と品質マネジメントシステムの継続的改善】

1. 当社のすべての要員は、認証業務における公平性の重要性を十分に理解して、利害抵触を管理し、認証業務の客観性、透明性を確実にする。
2. 当社の審査員は、依頼者から独立した第三者としての立場を堅持し、「健全なる外圧」という視点で審査をする。依頼者と審査員は対等であって、不当な圧力があってはならないが、また、依頼者への迎合もあってはならない。
3. 当社のすべての要員は、常に力量の向上に努め、依頼者並びに社会のニーズと期待に応える業務の遂行を心がけるとともに、品質マネジメントシステムの継続的改善を通じて、認証業務の質の向上を期す。

2009年4月1日
代表取締役社長 稲永 弘

TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	10 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

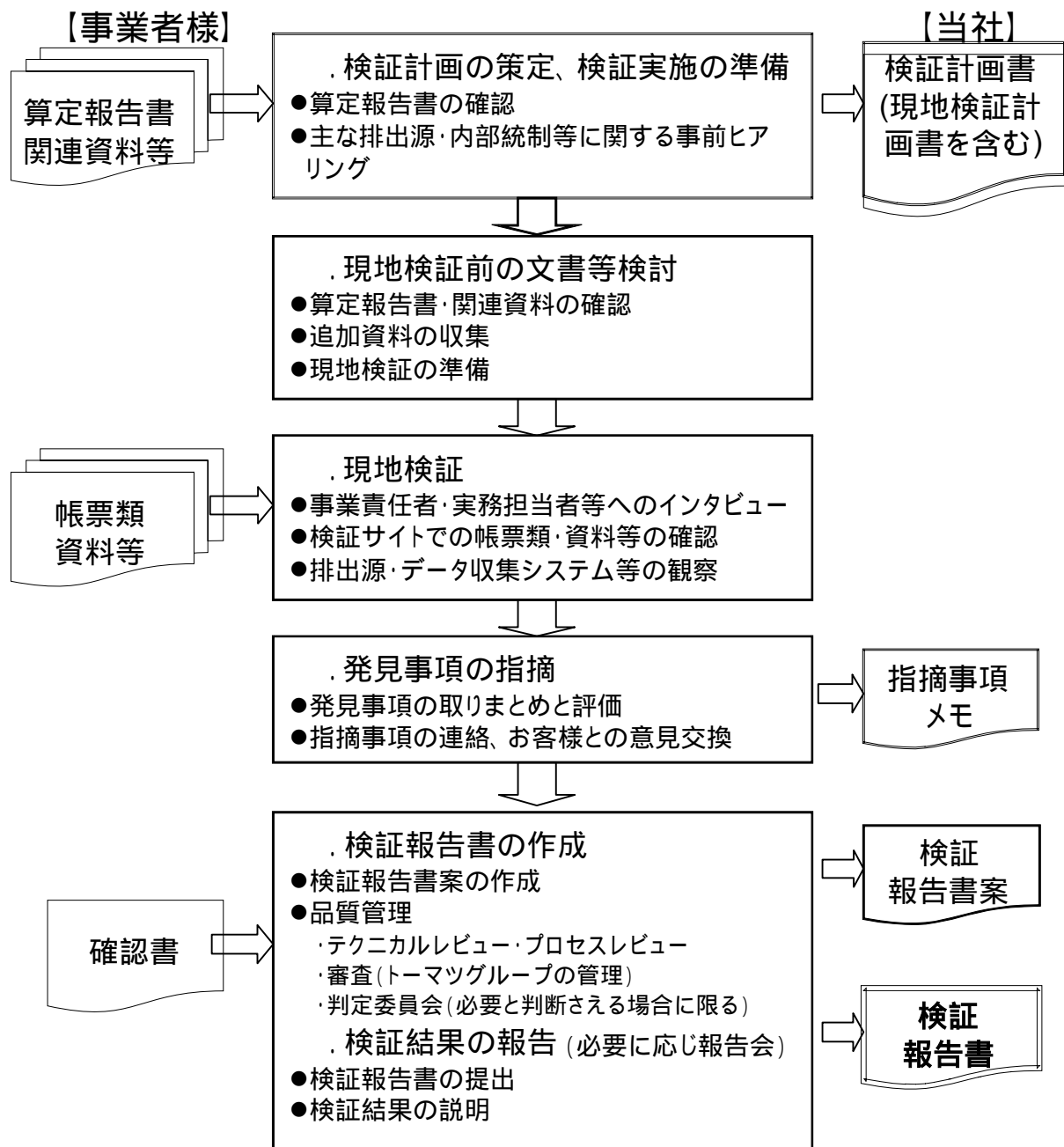
【添付文書2】組織図



TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	11 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

【添付文書3】GHG 検証のプロセス

GHG 検証のプロセス



TECO - GP013 GHG検証システム規程 [解説]	制定	2008年7月1日	ページ	12 / 12
	改訂	2015年3月1日	Ver.	7.2

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited